



「研削といしの取替え等の業務(機械研削) に係る特別教育」開催のご案内

新潟労働基準協会・新発田労働基準協会・新津労働基準協会 合同開催

労働安全衛生法により、危険又は有害な業務に就労させる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

機械研削用といしの取替え、また取替え時の試運転作業は、これに該当します。(資格を有していない労働者が当該業務を行うと、事業者ならびに労働者は罰せられます。)

つきましては、労働安全衛生規則第36条第1号に掲げる「研削といしの取替え等の業務(機械研削)」に係る特別教育を、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

(本教育は新潟労働基準協会、新発田労働基準協会および新津労働基準協会が合同で開催します。)

記

1. 日時・会場

日	時	会 場	定 員
11月5日(木) (学科)	9時～17時	胎内市産業文化会館 胎内市新和町2番5号 (Tel 0254-43-2330)	20名
11月7日(土) (実技)	9時～12時	(株)日立産機システム 中条事業所 胎内市富岡46-1 (Tel 0254-46-3318)	

※ 当日の受付は開始20分前から行います。学科と実技の実施日をご確認ください。

2. 講習対象者

機械研削盤等の研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に従事する者
(機械研削盤等とは、平面研削盤、円筒研削盤、工具研削盤など)

3. 講習内容

- (1) 研削盤、研削といしに関する知識
- (2) 研削といしの取付け具、といしの覆い、保護具等に関する知識
- (3) 研削といしの取付けと試運転の方法
- (4) 関係法令
- (5) 実 技

4. 受講料

11,500円 (非会員 13,500円)

(テキスト代込み、消費税を含む)

5. 申込み方法

(1) 申込書に記入の上、Fax 又は郵送等で**10月28日（水）迄**にお申し込みください。

なお、受講料は銀行振込または事務局へ現金持参でお願いいたします。（原則前納でお願いしております。）

○胎内市新和町2番5号（胎内市産業文化会館内）

○新発田労働基準協会（Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561）

○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No. 1056361

(2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

6. その他

(1) 全課程を修了した方には修了証を交付いたします。なお修了証の発行者名は、本教育主担当の「新発田労働基準協会」となります。

(2) 携行品は、筆記用具、昼食（外食可）

実技では、作業衣、作業靴（安全靴）、ヘルメットあるいは作業帽（必須）、作業用革手袋（なくても可）を持参ください。

.....このまま送信ください.....

(FAX 0254-44-8561)

「研削といしの取替え等の業務（機械研削）に係る特別教育」受講申込書

☐協会員 ☐非協会員（該当に✓印を付してください）

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭 平 . .	
		昭 平 . .	
		昭 平 . .	

(該当にレを付してください。)

☐受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)

☐事務局に現金持参（来所予定 月 日）

令和 年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。